

## 静岡市茶の有機 JAS 認証取得事業奨励金 Q&A

Q 1. 本奨励金の概要及び目的は何ですか。

A 1. 市内の茶の有機農業への取組を促進し、持続可能な茶業経営を実現することを目的に、茶の有機 JAS 認証を新たに取得する者に対して、予算の範囲内において奨励金を交付するものです。

Q 2. 本奨励金の対象者はどこまでですか。

A 2. 市内に住所を有し、居住し、かつ市内にて農地を所有又は借り受け耕作を行う茶農家（団体や法人含む）が対象となります。

Q 3. どのような事業が交付対象になりますか？

A 3. 令和 7 年度中に新たに茶の有機 JAS 認証を取得する事業が対象となります。過年度に取得し認証を継続しているもの（継続認証）や、一度でも認証を取得したことのあ  
る茶園は対象外となります。

Q 4. 本奨励金では、どの程度の金額の支援が受けられますか。

A 4. 奨励金の額は、1 アール当たり 1 万円となります。ただし、①認証を取得した茶園の地番毎の合算後の 1 アール未満は切り捨て、②認証面積が納税通知書等に記載の面積を上回る地番は納税通知書等に記載の面積で算定、となります。また、申請者 1 人（1 団体）につき、当該年度中に 1 回に限り申請できます。

算定例)

農地地番	認証取得面積	納税通知書等に記載の面積	算定基準
A	10a	9.98a	9.98a…①
B	5a	5.00a	5.00a…②
C	20a	25.55a	20.00a…③

①地番 A は認証取得面積が納税通知書等に記載の面積を上回ることから、納税通知書等の面積で算定します。

②地番 B は認証取得面積と納税通知書等に記載の面積が同一なことから、同面積で算定します。

③地番 C は認証取得面積が納税通知書等に記載の面積を下回ることから、認証取得面積で算定します。

上記の場合、

①+②+③=9.98a+5.00a+20.00a=34.98a⇒34a※合算後の 1a 未満は切り捨て

奨励金申請額：34a×10,000 円=340,000 円 となります。

**Q 5. どのような農地が対象となりますか？**

A 5. 自己所有地又は適正な手続きを経て借り受けている農地が対象となります。団体については構成員の農地も申請対象となります。

**Q 6. 認証機関への申請などの事前着手は可能ですか。**

A 6. 可能です。本奨励金は事業完了後（認証取得後）の申請となります。ただし、予算の範囲内での交付となりますので、認証を取得する予定がある方は、まずは希望調書をJA営農指導担当者もしくは農業政策課にご提出ください。

**Q 7. 申請にあたって提出が必要な書類は何ですか。**

A 7. 以下書類をご提出頂く必要があります。

- (1) 茶有機 JAS 認証取得事業奨励金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 有機JAS認証を取得したことがわかる書類
- (3) 有機JAS認証を取得した面積がわかる書類
- (4) 有機JAS認証を取得した位置がわかる書類
- (5) 固定資産税の納税通知書及び課税明細書又は名寄帳の写し（自己所有地の場合）
- (6) 農地法第 3 条第 1 項、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により借り受けていることを証明する書類の写し（借地の場合）
- (7) 定款、規約等（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合）
- (8) 団体構成員名簿（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合）

**Q 8. 「有機 JAS 認証を取得したことがわかる書類」とはどういうものですか。**

A 8. 認証機関が発行する認証証明書など、認証の取得を確認できる書類です。

**Q 9. 「有機 JAS 認証を取得した茶園の面積がわかる書類」とはどういうものですか。**

A 9. 認証機関が発行する認証圃場一覧など、当該年度に新たに認証を取得した茶園面積が確認できる書類です。

**Q10. 任意の団体でも申請可能ですか。**

A10. 任意の団体でも規約の定めがあり総会等で会計報告を行い、適切な事業実施と会計事務を行うことができる団体であれば申請可能です。以下の書類を申請時に添付してください。

- (1) 定款、規約等
- (2) 団体構成員名簿

**Q11. 本奨励金の申請にあたっては、どのような手続きが必要になりますか。**

A11. 本奨励金を活用する際に必要な手続きは、次のとおりです。

- |             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 希望調書の提出 | J A営農指導担当者もしくは農業政策課に提出します。           |
| (2) 事業実施    | 茶の有機 JAS 認証を取得します。                   |
| (3) 申請書の提出  | 認証取得後、必要な書類を添付して、農業政策課に申請します。        |
| (4) 奨励金確定通知 | 申請いただいた書類を元に確認作業を行い、交付金額の確定を行い通知します。 |
| (5) 奨励金の請求  | 金額確定後に請求書（様式第3号）をご提出ください。            |
| (6) 支払い     | 提出いただいた請求書をもとに支払いを行います。              |

その他、ご不明な点がありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

静岡市役所農業政策課 お茶のまち推進係 電話 054-354-2089